

市第74号議案

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第51条の2」に、「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの排出の抑制等」に、「第2節 フロン類の排出の抑制（第146条）」を「第2節 削除」に、

「第3節 再生可能エネルギーの導入（第146条の2—第146条の4）」

を

「第3節 再生可能エネルギーの導入（第146条の2—第146条の4）」

第4節 低炭素電気の普及の促進（第146条の5—第146条の9）」

に改める。

第6章第5節中第52条の前に次の1条を加える。

（夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針）

第51条の2 市長は、次条第1項に規定する飲食店営業若しくは第

55条第1項に規定する夜間営業を営む者又は第60条第1項に規定する客用駐車施設等管理者が、午後11時から翌日の午前6時までの間（以下「夜間」という。）における営業に伴って発生する騒音を抑制する取組を支援するため、夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第52条第1項中「午後11時から翌日の午前6時までの間（以下「夜間」という。）」を「夜間」に改める。

第57条中「次条及び」を削る。

第58条を次のように改める。

#### 第58条 削除

第59条第1項中「、前条の指針に基づき」を削る。

第126条第1項中「同条第2号」を「同条第1項第2号」に改め、同条第2項中「同条第1号」を「同条第1項第1号」に改める。

「第1節 温室効果ガスの排出の抑制」を「第1節 温室効果ガスの排出の抑制等」に改める。

第142条の見出し中「防止」を「防止等」に改め、同条第1項中「及び大気」を「、大気及び海水」に、「を防止する」を「の防止等の」に改め、「抑制」の次に「及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第2条第2項に規定する気候変動適応」を加える。

第144条の4の見出し及び同条第1項中「の者」を「の事業者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施し、その状況を市長に報告することができる。

第144条の4に次の1項を加える。

- 3 第144条第4項及び第144条の2の規定は、第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

第10章第2節を次のように改める。

## 第2節 削除

### 第146条 削除

第10章に次の1節を加える。

#### 第4節 低炭素電気の普及の促進

(事業者の責務)

- 第146条の5 事業者は、事業活動を行うに当たり、低炭素電気（地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用して発電又は調達等された規則で定める電気をいう。以下同じ。）の調達又は供給に努めなければならない。

(低炭素電気の普及の促進に関する指針)

- 第146条の6 市長は、事業者が実施する低炭素電気の調達又は供給に係る取組を支援するため、低炭素電気の普及の促進に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

- 第146条の7 市内に電気を供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。）（以下「特定電気供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に

関する事項を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画に基づき、低炭素電気の普及を促進する措置を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。
- 3 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を提出したとき、及び前項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するよう努めなければならない。
- 4 市長は、特定電気供給事業者から低炭素電気普及促進計画が提出されたとき、又は第2項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するものとする。

（非該当の届出）

第146条の8 特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（低炭素電気の普及の促進に係る指導及び勧告）

第146条の9 市長は、特定電気供給事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、特定電気供給事業者が、低炭素電気普及促進計画を提出しなかったとき、又は第146条の7第2項の規定による報告をしなかったときは、当該特定電気供給事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第156条第1項中「又は第145条第2項」を「、第145条第2項又は第146条の9第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

市内事業者による地球温暖化対策の一層の推進を図るとともに、低炭素電気の普及を促進する制度を創設する等のため、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

目次

（第1章から第5章まで省略）

第6章 特定行為の制限等

（第1節から第4節まで省略）

第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第51条の2—第60条第52条条）

（第7章から第9章の2まで省略）

第10章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等（第142条—第145条）  
温室効果ガスの排出の抑制

第2節 削除  
フロン類の排出の抑制（第146条）

（第3節省略）

第4節 低炭素電気の普及の促進（第146条の5—第146条の9）

（第11章から第15章まで及び附則省略）

（夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針）

第51条の2 市長は、次条第1項に規定する飲食店営業若しくは第55条第1項に規定する夜間営業を営む者又は第60条第1項に規定する客用駐車施設等管理者が、午後11時から翌日の午前6時までの間（以下「夜間」という。）における営業に伴って発生する騒音を抑制する取組を支援するため、夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針を定め、これを公表するものとする。

（飲食店における音響機器の使用時間の制限）

第52条 次に掲げる地域において食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる飲食店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。以下「飲食店営業」という。）を営む者は、その飲食店内の規則で定める音響機器（以下この条において「音響機器」という。）から発する音が外部に漏れない防音装置を講じた場合を除き、夜間  
午後11時から翌日の午前6時  
までの間（以下「夜間」という。）においては、当該飲食店において音響機器を使用し、又は使用させてはならない。

（第1号から第3号まで及び第2項省略）

（夜間営業に係る外部騒音の防止）

第57条 夜間営業を営む者は、夜間営業に係る外部騒音（当該営業が誘因となって発生するその店舗等の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。次条及び第59条において同じ。）による公害が生ずることのないよう努めなければならない。

（夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針）

第58条 削除  
市長は、夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

（夜間営業に係る指導、勧告及び改善命令）

第59条 市長は、第55条第1項又は第2項の届出をした者に対し、その夜間営業に係る外部騒音を防止するため、前条の指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

（第2項及び第3項省略）

(変更の届出)

第 126 条 第 124 条の届出をした者は、同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 124 条の届出をした者は、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 1 節 温室効果ガスの排出の抑制等  
抑制

(地球温暖化の防止等  
防止に関する責務)

第 142 条 横浜市は、地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気及び大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。以下同じ。）の防止等のため、温室効果ガスの排出の抑制及び気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 2 条第 2 項に規定する気候変動適応に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(地球温暖化対策事業者以外の事業者  
の者による地球温暖化対策計画の提出等)

第 144 条の 4 地球温暖化対策事業者以外の事業者は、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき、地球温暖化対策計画を作成し、市長に提出することができる。

2 前項の事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を  
市長は、前項の場合において、規則で定めるところにより、提  
防止する対策を実施し、その状況を市長に報告することができる  
出された計画の内容を公表するものとする。

。



3 第 144 条第 4 項及び第 144 条の 2 の規定は、第 1 項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

第 2 節 削除  
フロン類の排出の抑制

第 146 条 削除  
オゾン層の保護又は地球温暖化の防止を図るため、何人も規則で定めるフルオロカーボン（以下「フロン類」という。）をみだりに大気中に排出してはならない。

2 フロン類を使用する機器で規則で定めるものの製造、販売、解体又は整備を行う者は、フロン類の大気中への排出を抑制するため、必要な措置をとらなければならない。

3 市長は、フロン類の排出の抑制について配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第 4 節 低炭素電気の普及の促進

（事業者の責務）

第 146 条の 5 事業者は、事業活動を行うに当たり、低炭素電気（地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用して発電又は調達等された規則で定める電気をいう。以下同じ。）の調達又は供給に努めなければならない。

（低炭素電気の普及の促進に関する指針）

第 146 条の 6 市長は、事業者が実施する低炭素電気の調達又は供給に係る取組を支援するため、低炭素電気の普及の促進に関する指針を定め、これを公表するものとする。

（低炭素電気普及促進計画の作成等）

第 146 条の 7 市内に電気を供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。）（以下「特定電気供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。

2 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画に基づき、低炭素電気の普及を促進する措置を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。

3 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を提出したとき、及び前項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するよう努めなければならない。

4 市長は、特定電気供給事業者から低炭素電気普及促進計画が提出されたとき、又は第 2 項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するものとする。

（非該当の届出）

第 146 条の 8 特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（低炭素電気の普及の促進に係る指導及び勧告）

第 146 条の 9 市長は、特定電気供給事業者に対し、必要な指導及

び助言を行うことができる。

- 2 市長は、特定電気供給事業者が、低炭素電気普及促進計画を提出しなかったとき、又は第146条の7第2項の規定による報告をしなかったときは、当該特定電気供給事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(勧告に従わなかった者の公表)

第156条 市長は、第6条第4項、第21条第2項、第22条第3項、第50条第2項、第60条第3項、第61条の3第3項、第62条の3第3項、第64条第4項、第68条第2項、第68条の2第2項、第70条第3項、第70条の2第3項、第70条の3第6項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)、第70条の4第2項、第70条の5第2項、第70条の6第3項、第74条第2項、第75条第5項、第85条第2項、第91条第2項、第98条第2項、第104条第2項、第110条第2項、第116条第2項、第123条第2項、第134条、第140条、第141条の13、第145条第2項又は第146条の9又は第145条第2項第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(第2項省略)

